

**質問：**中国日本商会、日本貿易振興機構北京代表処、日中経済協会北京代表処より合同で送付された「新型コロナウイルスの感染流行への積極的な対策と企業の正常な生産経営の早期回復に関する日系企業の意見」中、Ⅰの（3）及びⅡの10において、地方政府又は開発区管理委員会による操業再開の可否通知が口頭で伝えられ、一部企業では実際の操業再開日は2月9日より後となったにもかかわらず、実際の操業再開日に基づいた不可抗力事実証明の発行を受けることができないという問題が報告されている。

**回答：**

不可抗力の事実性証明は、CCPIT 及びそれより権限を付与された 115 の地方貿易促進委員会、業界貿易促進委員会が、CCPIT 規約の規定に則り発行している。操業再開の遅延に関する客観的事実について証明する際、当会では企業所在地の政府、所管機関等の公布した企業の操業・生産再開の遅延に関する通知/通告ならびに申請者より提出された契約書等の関連証明資料により審査を行い、影響により契約の履行が切実に阻害された状況であると判断した場合に限り証明書が発行している。

感染流行の影響程度の違いにより、各地の企業が実際に操業を再開した時期にも差異があり、一部の企業において実際の操業再開日が2月9日より後となった状況は確かに存在している。

当会では、企業により2月9日以後になお操業再開に困難があったことが立証され、証明証発行の原則を厳格に遵守したうえで、企業のため問題解決の手段を積極的に模索し、企業が法により違約責任を減免できるよう協力する。具体的には以下の通り。

一、企業が政府所管機関のウェブサイト上で関連の通知/公告を確認するための協力を提供する。企業の所在地、従業員の所在地、工場の所在地の政府又は感染対策機関より公布された人員隔離、交通・外出制限、小区の封鎖式管理実行等に関する具体的措置の通知/通告に対し、認定し証明書を発行する。

例えば、2月14日付で北京市新型コロナウイルス肺炎疫情防控工作領導小組弁公室より『感染抑止期間に北京に戻った人員に関する要求のさらなる明確化に関する通告』が公布され、外部地域から北京市に戻った全ての人員は14日間の自宅又は集中観察を受けることとされた。2月16日、湖北省人民政府により『新型コロナウイルスによる肺炎の感染抑止をさらなる強化に関する通告』が公布され、湖北省の都市・農村の全ての村民小組、社区、小区、居民点では、24時間体制の最も厳格な封鎖式管理を行う

ことが要求され、各市（州、直管市、神農架林区）内部の交通規制を強化し、臨時の交通規制措置を取り、モーター付車両の地域外部への走行を抑制した。企業より当会に対し、政府又は感染対策機関より公布された通知/通告が提出された後、これに基づいて当会では感染流行の影響による特定の具体的措置の客観的存在を証明し、それにより企業では、2月9日以降において企業の設備や人員等が依然平常通りに稼働できず、正常な操業再開、生産に影響したということが証明できるようになる。

## 二. 速やかに所在地の所管機関に書面の操業再開申請を提出するよう企業に告知する。

当会では、2月9日以降に操業を再開できないか、政府による公告がないという状況について、企業より関係政府機関に状況を報告するよう告知、提案する。すでに一部の企業より、その所管機関（管理委員会等）を通じて操業再開の書面を提出して申請し、所管機関からの操業再開通知の発行を得た例があると認識している。通知は「現時点では操業再開の条件を具備せず、〇月〇日まで操業してはならない」、或いは「すでに操業再開の条件を具備しており、〇月〇日より操業を再開できる」といった内容が明記されたものとなっている。当会では、政府所管機関が発行した操業再開通知に基づき、操業再開が可能かどうかの客観的な事実を相応に証明し、企業のニーズを満足するものである。

以上

商事認証センター

2020年2月29日